

平成24年第3回邑南町議会臨時会(第1日)会議録

1. 招集月日 平成24年 5 月 1 日 告示
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成24年 5 月 1 0 日 (木) 午前10時32分
閉会 午前12時00分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大屋光宏	2 番	宮田秀行	3 番	中村昌史	5 番	日野原利郎
6 番	清水優文	7 番	辰田直久	8 番	亀山和巳	9 番	日高 學
10 番	石橋純二	11 番	高本勝藏	12 番	山中康樹	13 番	三上 徹
14 番	長谷川敏郎	15 番	日高勝明	16 番	松本 正		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大屋光宏	2 番	宮田秀行	3 番	中村昌史	5 番	日野原利郎
6 番	清水優文	7 番	辰田直久	8 番	亀山和巳	9 番	日高 學
10 番	石橋純二	11 番	高本勝藏	12 番	山中康樹	13 番	三上 徹
14 番	長谷川敏郎	15 番	日高勝明	16 番	松本 正		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名						

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋良治	副町長	桑野 修	総務課長	藤間 修
危機管理課長	細貝芳弘	定住促進課長	原 修	企画財政課長	沖 幹雄
情報推進課長	小林雅博	町民課長	服部 導士	税務課長	三上俊二
福祉課長補佐	加藤幸造	農林振興課長	坂本敬三	商工観光課長補佐	三上直樹
建設課長補佐	土崎由文	水道課長	上田英至	保健課長	日高 誠
会計管理者	安原賢二	瑞穂支所長	藤田憲司	羽須美支所長	福田誠治
教育委員長	河野義則	教育長	土居達也	学校教育課長	田中節也
生涯学習課長	森岡弘典				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋原 進 事務局係長 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
13 番	三上 徹	14 番	長谷川敏郎

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成24年第3回邑南町議会臨時会議事日程

平成24年 5月10日(木) 午前10時30分開会

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて(邑南町税条例の一部改正)

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて(邑南町国民健康保険税条例の一部改正)

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて(邑南町立知的障害児施設条例の一部改正)

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度邑南町一般会計補正予算第6号)

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号)

議案第52号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号)

議案第53号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第5号)

議案第54号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号)

議案第55号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第5号)

日程第4 発議第1号、邑南町議会委員会条例の一部改正について

平成24年第3回邑南町議会臨時会(第1日)会議録

平成24年5月10日(木)

—— 午前10時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

●議長(松本正) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成24年第3回邑南町議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

●議長(松本正) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。13番三上議員、14番長谷川議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第2 会期の決定

- 議長(松本正) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日5月10日の1日限りといたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(松本正) 異議なしと認めます。よって、会期は、本日5月10日の1日限りと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(松本正) 日程第3、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第47号専決処分の承認を求めることについてから、議案第55号専決処分の承認を求めることについてまで、以上、9議案を一括上程いたします。執行部から提案理由の説明を求めます。

- 石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

- 議長(松本正) 石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治) おはようございます。本日提案いたします議案は、条例改正の専決処分の承認を求めめる件が3件、補正予算の専決処分の承認を求めめる件が6件でございます。よろしくお願いを申しあげます。それでは議案第47号から議案第49号までの提案理由をご説明申しあげます。まず、議案第47号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは地方税法等の改正に伴い、邑南町税条例について所要の改正を専決処分したものでございます。次に、議案第48号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは関係法令の改正に伴い、邑南町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したものでございます。次に、議案第49号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、邑南町立知的障害児施設条例の一部改正を専決処分したものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から、説明させますのでよろしくお願いいたします。

- 三上税務課長(三上俊二) 番外。

- 議長(松本正) はい、三上税務課長。

- 三上税務課長(三上俊二) 議案第47号邑南町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。この度地方税法等の一部を改正する法律が、平成23年12月14日及び24年3月31日に公布されまして、原則4月1日から施行されますことから、地方自治法第179条第1項に基づき、3月31日に専決処分により改正したものでございます。それでは改正内容を新旧対照表に基づいてご説明いたしますので、新旧対照表第1ページをご覧くださいませ。新旧対照表第1ページをご覧ください。まず、町民税の申告義務を説明した第36条の2の改正です。公的年金のみを需給している人で、寡婦(寡夫)控除を受けようとする方は、町民税の申告書を提出しなくてはなりません、条文、条例中の中段にあります字句、寡婦(寡夫)控除額を今回削除して申告書の提出を不要といたしました。これは年金受給者の年金保険者への寡婦(寡夫)の届け出、これが制度化されることになりまして、町が受け取ります年金支払報告書に記載されることになりましたためでございます。年金所得者の申告手続きを簡素化するための措置でございます。続いて、以下は附則の改正でございます。2ページ中段です。まず第10条の次に10条の2として1条を加えます。第1項冒頭の地方税法附則第15条第2項第6号に規定されておりますのは、下水の水質保全を目的とする下水道除害施設の固定資産税を軽、軽減する特例でございます。その税率を4分の3と定めるものです。第2項冒頭の地方税法附則第15条第10項に規

定されておりますのは、浸水被害防止を目的とする雨水浸透貯留施設の固定資産税を軽減する特例です。その税率を3分の2と定めるものです。これは従来地方税法で定められておりましたが、軽減率は町が町条例で定めることとなったための改正措置でございます。なお、この施設の認定にあたっては所定の要件がありまして、現在の本町には該当となる施設はありませんと申しあげておきます。続きまして、この第10条の2が追加され条ずれが生じたので、現行の第10条の2を第10条の3に繰り下げる改正をいたします。次に、バリアフリー改修を行った高齢者住宅の固定資産税を軽減することを定めた第7項の改正です。条文中に引用しております地方税法施行規則附則第7条第9項を第8項に変更表示する改正です。これは改正された地方税法に項ずれが生じたための改正措置でございます。続きまして3ページ、省エネ断熱改修を行った住宅の固定資産税を減額することを定めた第8項の改正です。条文中に引用しております施行規則附則第7条第10項を第9項に変更表示する改正です。これも改正されました地方税法に項ずれが生じたための変更措置でございます。次に、土地の固定資産税特例に関する用語の意義を規定した第11条の改正です。まず、見出しの改正です。現行では過去3年間の適用となっておりますが、今後3年間も引き続き適用するために、平成24年度から平成26年度までとする字句の変更でございます。続いて同条の第1項第6号の改正です。条文中に引用しております地方税法附則第18条第7項を第6項に変更表示する改正です。これはこの度改正された地方税法に項ずれが生じたための変更措置でございます。次に、3ページから4ページ、土地の価格についての特例を定めた第11条の2の改正です。土地の評価額は評価替え後通常3年間据え置きますが、特別な事情により第2年度と第3年度は価格修正しても良いということが定められております。よって、見出しと第1項と第2項の条文中に出てきます年度数、今後3年間の中での第2年度と第3年度、すなわち平成25年度、平成26年度に字句を変更する改正措置でございます。続きまして、4ページ下段、宅地の固定資産税の特例を定めた第12条の改正です。まず、見出しと第1項冒頭の部分ですが、適用年度を今後3年間変更する字句の変更でございます。次に、5ページ中段の第2項の改正です。この項では、第1項で規定しております負担調整措置を講じた後の宅地の課税標準額の上限額を、価格に対して住宅用地は10分の8、商業地等は10分の6とする特例を定めております。しかし今回の地方税法の改正で、住宅用地に関する特例が廃止化されましたので、住宅用地に係る条文を削除する改正でございます。次の第3項の改正は、適用年度を今後3年間とする年度数変更の改正でございます。次に、6ページ中段、第4項の削除する改正でございます。この項では、住宅用地の前年度の課税標準額が、新評価価格の80%を超える場合は、前年度の価格に据え置くという特例規定が定められております。しかし、今回の地方税法改正でこの据置特例が段階的に廃止されることになりましたので、この項を削除いたします。この4項を削除しましたので、現行の第5項と第6項は項数を繰り上げ、第4項と第5項に訂正いたします。また条文中にでてきます適用年度、今後3年間とする年度数変更の改正もあわせて行います。次に、7ページ下段です。第13条、ここも適用年度を今後3年間とする年度数変更の改正でございます。次に、8ページ中段からです。特別土地保有税の特例を定めた第15条の改正です。第1条、条文中の1行目、そして下段で引用している附則第12条、ここは今回の改正で6項目から5項目に減少になりましたので、先ほどご説、ご説明しましてように減少になりましたので、現行の第6項までという部分を第5項までと項数の訂正をいたします。また、この適用期間、今後3年間継続されることになりましたので、中段の課税期間を3年間の年数表示に変更する改正でございます。続いて、同条第2項の改正です。この項で定めている不動産取得税の課税標準額を2分の1とする規定でございますが、この適用期限が現行より3年間延長され

ました。よって、条文中の適用期限を3年後の平成27年3月31日までとする改正でございます。次に、9ページから10ページ、移行法人に係る固定資産税特例に関する改正でございます。移行後の一般社団、財団法人が設置する図書館、博物館、幼稚園。この固定資産税を非課税とすることがこの度地方税法で定められました。よって、それに係る規定を第21条の2として新しく設けたものでございます。その条における第1号から第5号までは、その非課税申請書類に記載すべき内容などを細かく定めております。続きまして、10ページ下段からは、東日本大震災に係る個人町民税の特例を定めた改正です。第22条の2を新たに設けます。まず、第1項の内容をご説明いたします。災害を受けた居住用敷地を譲渡した場合、その譲渡所得に関しては各種の特別控除が適用されますが、その適用期限を、現行では災害後3年間になっておりますが7年間に延長し、被災住民の負担軽減を図る地方税法の改正が今回なされました。震災特例法では、第11条の6第1項で規定されました。よって、この項では、その特別控除を定めた特例条文附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3、附則第18条。この4つの条文中に震災特例法第11条の6第1項の字句を挿入するなどの字句の、字句の読替え規定をここに定めて、今回の期限延長、譲渡所得の期限延長の改正を反映させるものとしております。この読替え規定につきましては、参考資料として、14ページから16ページ、参考資料として14ページから16ページに、読替対照表として添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。10ページに、11ページに戻っていただきまして、第2項は、第1項の特例を受けようとする場合は、町民税申告書にその特例を受けようとする旨の記載をしなくてはならないことを定めております。続きまして、12ページ中段から、東日本大震災に係る住宅ローン控除、第23条の改正でございます。まず、第1項の1行目の記載されております法律、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律。これを震災特例法と簡略して呼称することの改正です。また条文中2か所に引用しております。地方税法附則第45条第2項、これを第3項に変更表示いたします。これはこの度改正されました地方税法に項ずれが生じたための変更措置でございます。次に、13ページ、第2項を新たに加えます。これは東日本大震災で家屋を被災した方が、新しく住宅を再取得した場合、被災した家屋と新規の家屋に係る住宅ローン控除を重複して受け取ること、重複して受けることができるという規定を新しく設けたものでございます。この第23条第1項と第2項につきましては、住宅ローン控除を規定しております附則第7条の3及び第7条の3の2の読み替え規定、これを定めております。参考資料として、17ページから19ページに読替対照表を添付しておりますので後ほどご覧ください。23条の改正につきましては、その読替表を参考資料として17ページから19ページに添付しておきました。続きまして、本改正文の、改め文の附則の条文についてご説明いたします。附則の条文についてのご説明です。新旧対照表ではなくて改正公布文の4ページ目、4枚目、一番下の行をご覧ください。新旧対照表ではなくて戻りまして改正公布文の4ページ目、4枚目の一番下の行をご覧ください。ここより附則の条文でございます。附則第1条においては施行期日を定めております。この新条例は、平成24年4月1日から施行します。ただし、寡婦（寡夫）控除の改正は平成26年1月1日からの施行です。次に、第2条においては、個人町民税に関する経過措置を定めております。寡婦（寡夫）控除の改正は平成26年度以降に、住宅ローン控除の改正は平成24年度以降に適用します。それ以前については、従前の例によることとします。続きまして、第3条においては5項目ございますが、固定資産税に関する経過措置を定めております。第1項です。別段の定めがあるものを除き、平成24年度以降に適用します。それ以前については、なお従前の例によることといたします。第2項と第3項の説明をいたします。下水道除害施設及び雨水浸透貯

留施設に対しては、その税率は平成25年度、平成25年度以降に適用いたします。第4項です。ここでは、住宅用地の課税標準額の特例を、段階的に廃止することの経過措置を定めております。今回改正いたしました該当条文、附則第12条第2項及び第4項の住宅用地特例につきましては、平成24年度と25年度は、その基準水準を現行80%から90%に変更して、現行制度をそのまま継続します。そして平成26年度には廃止ということにいたします。この経過措置を実施するために、この第4項において、現行の附則第12条第2項及び第4項の読替規定を定めといたします。内容はそこに記載されております表のとおりでございます。この読替規程の参考資料としまして、20ページから21ページに添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。最後第5項でございます。地方税法附則第9条にも規定されておりますが、前項第4項の取り扱いにつきましては、免税点の特例を定めた附則第14条及び特別とゆう、土地保有税の特例を定めた附則第15条中の課税標準額も同様の取り扱いとなります。よって、その二つの条に前項第4項の規定を含める改正が必要となります。この経過措置を実施するために、この第5項において、現行の附則第14条及び第15条の読替規定を定めました。内容は表のとおりでございます。同じく参考資料として、22ページから23ページに読替対照表を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。以上、改正の内容を説明、報告させていただき、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めます。以上、よろしくお願い申し上げます。

●服部町民課長(服部導士) 番外。

●議長(松本正) 服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) 議案第48号専決処分の承認を求めることについて、邑南町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の改正は、平成23年12月14日付で公布されました東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例、特例に関する法律の一部改正を受けて改正するものでございます。3月末の専決処分となりましたのは、準則の改正が示されましたのが3月となったためでございます。改正の形式でございますが、条文の見出しにございます東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を新たな特例措置として邑南町国民健康保険税条例の附則の最後に追加しております。追加いたします項の内容でございますが、本来、国民健康保険税の計算におきましては、この条例の附則第10条で長期譲渡所得、第11項で短期譲渡所得、それぞれの課税の特例の規定がございまして、租税特別措置、措置、措置法の規定により、災害で居住用建物が滅失した場合、その敷地や敷地の上に存在する権利を、居住できなくなった日から3年を経過する年の12月31日までに譲渡した場合の譲渡所得については、長期譲渡所得と短期譲渡所得の合計で、最高3千万円の特別控除が受けられることになっております。今回の改正は、この条例附則第10項と第11項の取り扱いについて、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正により、東日本大震災で被災された方に限っては、居住用建物の滅失について通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含むを加えることにより条件を緩和するとともに、対象となる期限を4年延長し、居住できなくなった日から7年を経過する年の12月31日までの譲渡とし、期限延長を行うことができるよう、それぞれを読み替えるものでございます。これらのことを踏まえまして、条例改正案をご覧いただきますと、この特例措置につきましては、附則の末尾に第21項として追加しております。条文でございますが、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者。この特定同一世帯所、所属者とは、75歳到達で後期高齢者医療保険となり以後継続して同一世帯である方を言いますけれども、これらの方々々が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合。この

法は地方税法でございまして、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長について地方税法の特例を受けた場合となりますけれども、この場合における附則第10項、括弧附則第11項において準用する場合を含むの規定の適用についてはということで、最後の方、第36条の次に括弧として東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含むを加えております。附則はこの国保税条例の附則でございまして、第10項と第11項は、それぞれ長期譲渡所得と短期譲渡所得の課税の特例でございまして、租税特別措置法による各種特別控除を受けられるほか、東日本大震災に係る特例措置による3千万円控除の特例を受けた場合を含むとし、したものでございます。次の、同法を租税特、特別措置法とするものは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律を挿入いたしましたので、改めて表示するも、ためのものでもの、た、ためのものがございます。次に、附則により、平成24年4月1日から施行することとしております。以上が、邑南町国民健康保険税条例の一部改正についての説明でございまして、よろしくお願いいたします。

●加藤福祉課長補佐(加藤幸造) 番外。

●議長(松本正) 加藤福祉課長補佐。

●加藤福祉課長補佐(加藤幸造) 議案第49号専決処分を求めることにつきまして、邑南町知的障害児施設条例の一部を改正する条、条例について、ご説明申し上げます。この度の改正は、自立支援法、児童福祉法の一部を改正する法律が、平成24年3月末、末日に国会において成立し、平成24年4月1日から施行されることになりました。このことから条例改正をお願いするものでございます。この条例に関しましては、現在、くるみ学園に入所されている方は、児童福祉法において入所対象となっております。平成24年4月1日、この法律の改正によりまして18歳未満の入所者の方は、児童福祉法、法の対象、18歳以上の入所者の方は、自立支援、支援法での対象になりました。同じ施設の中で、二つの法律でよって分かれるようになったことから、継続して入所ができるようにするために条例を改正をお願いするものでございます。それでは新旧対象表をご覧いただきたいと思っております。題名を、邑南町立知的障害児施設条例から邑南町立障害児入所施設条例に改めます。条文第1条中、知的障害児施設を障害児入所施設に改めます。第2条中、知的障害児施設を障害児入所施設に改めるものでございます。第3条中、都道府県知事等の入所措置を都道府県知事等の給付決定に改めるものでございます。続きまして、あのう、附則でございまして、ええと、お手元にあります条例改正の3ページのところでございます。附則でございまして。施行期日は、この条例は平成24年4月1日から施行いたします。次に、経過措置としまして、2、この条例の施行日の前日までに、邑南町知的障害児施設条例の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなします。3としまして、障害児入所施設は、障害児支援施設、括弧、生活介護及び施設入所支援、括弧を含むものとするように改正をするものでございます。以上が、邑南町立知的障害児施設条例の一部改正をするものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第50号から議案第55号までの提案理由を説、ご説明申し上げます。まず、議案第50号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成23年度邑南町一般会計補正予算第6号により、歳入歳出それぞれ1億5千415万6千円を増額することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第51号専決処分の承認を求めることについて

てでございますが、これは平成23年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号により、歳入歳出それぞれ4千449万2千円を減額することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第52号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成23年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号により、歳入歳出それぞれ209万4千円を減額することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第53号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成23年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第5号により、歳入の組替えをすることについて、専決処分をしたものでございます。次に、次に、議案第54号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成23年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号により、歳入歳出それぞれ309万6千円、309万9千円を増額することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第55号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成23年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第5号により、歳入歳出それぞれ267万5千円を増額することについて、専決処分したものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

●**沖企画財政課長** 番外。

●**議長(松本正)** 沖企画財政課長。

●**沖企画財政課長** 議案第50号専決処分の承認を求めることについて、平成23年度一般会計補正予算第6号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きいただきたいと思っております。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出それぞれ1億5千415万6千円を増額いたしまして、125億5千674万円とするものでございます。詳細につきましては、後ほど事項別明細書の方でご説明申し上げます。以下、第2条繰越明許費の補正、第3条地方債の補正がございます。では、ずっと、あのう、ページを捲っていただきまして、7ページをお開きください。7ページは第2表繰越、繰越明許、明許費補正でございます。土木費の道路橋りょう費、町道鹿子原郡山線道路改修事業400万円を追加し、繰越明許費の合計が補正前の1億6千713万7千円から、1億7千113万7千円になるものでございます。続きまして8ページをお開きください。8ページは第3表の地方債補正でございます。これはそれぞれ事業費の確定によるものでございます。一番上の中山間地域農村活性化総合整備事業債は徳前農道の負担金で、20万円の減。次の基盤整備促進事業債は農道亀谷中線で100万円の減、県営林道整備事業債は三坂小林線と川本布施線の負担金で10万円の減。道路改良舗装事業債は町道の関係でございますが90万円の減。急傾斜崩壊対策事業債は県営事業の負担金に係るもので30万円の減。消防施設整備事業債は消防組合のポンプ車とデジタル無線に係るもので250万円の減。学校施設整備事業債は小学校の耐震化などの関係でございますが1千70万円の減。以下現年発生農地補助災害復旧事業債から一番下の現年発生公共土木施設補助災害復旧事業債まで、それぞれ災害復旧事業費の確定による補正でございます。以上、合計いたしまして、1千570万円の減額でございます。地方債の合計額が16億1千130万円から15億9千560万円になるものでございます。続きまして事項別明細の方へ行っていただきまして4ページをお開きいただきたいと思っております。4ページからは歳入でございます。まず、1款の町で、町税でございます。これはそれぞれ収納実績により補正しております。固定資産税の現年課税分で900万円の減額としておりますが、これは、あのう、おおぐじ、おおぐ、大口の延納願いが出されたことによるものが影響しております。次に2款の地方譲与税から6ページの11款、交通安全対策特別交付金までは、それぞれの交付額の確定による補正でございます。6ページ

をお開きいただきたいと思います。10款の地方交付で、税でございます。特別地方交付税でございますが、特別な財政事業、事情につきまして3月23日総務省で配分額が確定されました。それに伴う増額補正でございます。2億3千573万2千円の増額でございます。この増額分につきましては、あのう、歳出の方で基金積立に充てるよう計上しておりますが、詳細は歳出のところでご説明申しあげます。次に7ページでございます。12款の分担金及び負担金、13款の使用料及び手数料でございますが、それぞれ事業の確定による補正でございます。8ページの方へ行っていただきまして14款の国庫支出金、また15款の県支出金これにつきましても、それぞれ事業費の確定によるものでございます。続いて10ページをお開きください。16款の財産収入でございますが、土地建物売払収入として138万7千円を増額しております。これは町西住宅跡地他4件の、あのう、町有地の売却によるものでございます。次の17款寄附金でございます。これも一般寄附金、ふるさと寄附金をいただいておりますが、実績による補正でございます。なお、一般寄附金の中には、故伊藤亘二氏に係る著作権協会からの約56万円が含まれております。これは、また歳出の方で出てまいります。続いて11ページでございます。基金繰入金の財政調整基金繰入金でございますが、3千962万1千円の減額としております。これは、あのう、4号補正とか5号補正で財政調整基金の取り崩しを予定しておりましたが、今回の補正で出た財源により、あのう、取り崩しの方を取り止めるということでございます。それから20款の諸収入でございますが、それぞれ実績により補正しております。12ページ、13ページにつきましては、先ほど地方債補正のところでご説明申しあげましたとおりでございます。続いて14ページをお開きください。14ページからは歳出でございます。まず、総務管理費の一般管理費でございますが、一番上の職員手当等で3千万円減額補正しております。これは、あのう、退職者の確定によります退職手当組合への特別納付金の減額でございます。それから次に積立金として財政調整基金積立金3千946万7千円、減債基金積立金1億8千500万円、ふるさと基金積立金42万1千円を計上しております。次の企画費のこの積立金でございますが、いこいの村及び香木の森基金積立金2万2千円、日本一の子育て村推進基金積立金5千万円を、それぞれ増額補正しております。ここで、あのう、先ほどの減債基金積立金1億8千500万、それと日本一の子育て村推進基金5千万、足しますと2億3千500万になりますが、歳入ところ、のところで申しあげました特別交付税の増額分を、ここで基金として充てております。さらに財政調整基金積立金につきましては、今回の補正で出ました財源によりまして3千946万7千円を積み増すこととしております。続きまして、その14ページの一番下の情報政策費でございますが、繰出金でございます。情報通信事業特別会計への繰出金でございますが、これは、あのう、ケーブルテレビ利用料の減免分について最終確定し、繰り出したものでございます。次に15ページでございます。民生費の関係でございますが、これもそれぞれ事業量、事業費の確定によるものでございます。2目の社会福祉施設費の委託料でございますが108万6千円増額しております。これは桃源の家の指定管理の期間が1か月延長されたことによる増額分でございます。次に16ページをお開きください。介護保険事業費の負担金補助及び交付金のところでございますが、邑智郡総合事務組合負担金を1千475万2千円減額しております。これは介護給付費の、介護給付費の清算分による減でございます。続きまして17ページをお開きください。衛生費でございますが、繰出金の方それぞれ、あのう、各会計の補正に伴いまして繰出金の方を減額しております。次に、18ページの方へ行っていただきたいと思います。農林水産業費でございます。これにつきましてもそれぞれ、あのう、事業費の確定により、それぞれ補正しております。農業振興費の中で、あのう、一番上の補助金の一番上のところでございますが、邑南町

農林総合事業費補助金331万5千円減額しております。これはパイプハウスについて予定しておりましたが、あのう、農業研修生の方に、あのう、予定しておりましたが、国県の制度で有利な制度ができたということで、あのう、研修を継続ということで、ここは減額補正になっております。それからその枠の中の一番下でございます。償還助成、農業振興事業助成金196万9千円減額しております。これは、あのう、元利償還の助成でございますが、あのう、1社、元金償還がなされなかったところがございます、こういう減額をしております。下の利子補給金、スーパーL資金でございますが、これも一方、あのう、償還がなされなかったために8万1千円減額しております。後、商工費、土木費の関係でございます。19ページ以降でございますが、それぞれ、あのう、事業費の確定によります減額あるいは内、事業内容によって財源組み替えをしたものでございます。20ページの道路橋りょう費の道路維持費の委託料150万円減額しておりますが、これは羽須美地域の除雪費の残額を減額したものでございます。消防費、教育費につきましても、ずっと、あのう、事業費による確定でございますが、教育費の事務局費の中で、先ほどの伊藤亘二氏の関係の寄附金については瑞穂小学校補助金として56万3千円を充てております。次に、22ページの方へ行っていただきまして、こちらの方は、あのう、財源組み替えをしております。最後23ページ、公債費でございますが、長期債償還利子、一時借入金、借入金利子の確定によりまして減額補正したものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

●服部町民課長(服部導士) 番外。

●議長(松本正) 服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) 議案第51号専決処分の承認を求めることについて、平成23年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号についてご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4千449万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億9千996万2千円とするものでございます。詳細につきましては事項別明細書の3ページをお開きください。まず、歳入でございますが、それぞれ交付決定や確定あるいは歳入見込みが確実にしたことによる補正でございます。国民健康保険税につきましては、最終見込みといたしまして、全体で1千694万4千円の増額でございます。分担金及び負担金につきましては、特定健康診査等負担金といたしまして、特定保健指導教室の参加負担金とペプシノゲン検査の負担金を計上しておりましたけれども、特定保健指導教室は負担金を要するものがなかったこと、ペプシノゲン検査は一般会計の老人保健事業として、がん検診とのセット検診で行ったことにより、いずれも実績がございませんでしたので、現計予算全額45万2千円を減額しております。国庫負担金につきましては、4ページをお開きいただき、療養給付費負担金、老人保健拠出金、介護納付金、後期高齢者医療支援金、それぞれが確定いたしましたので、全体で3万7千円減額しております。国庫補助金につきましては、財政調整交付金、特別調整交付金、介護従事者処遇改善臨時特例交付金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、それぞれが確定いたしましたので、全体で1千912万4千円減額しております。内容につきましては、財政、財政調整交付金は医療費の減、特別調整交付金は、へき地診療所分が17万6千円、阿須那診療所の胸部エコー画像診断装置に係ります補助金分として105万円、非自発的失業分等が34万3千円、それぞれが増額でございます。介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、制度が廃止されましたので現計予算全額を減、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は前期高齢者の一部負担金の減額措置が延長されましたので、その事務負担分として新規の増でございます。県補助金につきましては、確定により普通財政調整、調整交付金が医療費の減で559万円の減額、特別財政調、調整交付金が県の再

配分により192万6千円の増額、全体で366万4千円の減額でございます。療養給付費交付金につきましては、確定により555万8千円の増額でございます。基金繰入金につきましては、4千35万7千円減額しております。その結果、平成23年度末の基金残高は約1千、1億1千90、93万8千円を見込んでおります。他会計繰入金につきましては、職員給与費等と助産費等のルール分につきまして336万円減額しております。次に、6ページをお開きいただき、歳出でございます。歳出の補正につきましては、歳出の確定や歳入の交付決定などにより予算額を修正するとともに、財源内訳につきまして必要な修正を行っております。まず、総務費につきましては、役務費について、郵便料と審査等の手数料を実績により90万円減額し、財源として国庫支出金の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を10万4千円新規に充当しております。次に、保険給付費についてでございますが、療養諸費につきましては、確定により一般被保険者療養給付費負担金が2千114万1千円の減、退職被保険者等療養給付費負担金が1千282万2千円の減、全体では3千453万7千円減額し、全体として関係いたします療養給付費等国庫負担金の充当を568万9千円減額修正しております。高額療養費につきましても、確定により一般被保険者高額療養費負担金が545万2千円の減、退職被保険者等高額療養費負担金が218万円の減、全体で763万2千円減額し、財源として関係いたします療養給付費等国庫負担金の充当を76万8千円減額修正しております。助産諸費につきましては、出産育児一時金が10人の見込みが6人に確定いたしましたので168万円減額しております。次に、老人保健拠出金についてでございますが、確定により46万9千円減額し、財源として関係いたします国の老人保健拠出金の充当を17万1千円減額修正しております。介護納付金につきましては、財源として関係、関係いたします国の介護納付金の充当を235万2千円増額修正しております。次に、8ページをお開きいただき、保健事業費の特定健康診査等事業費について、つきましては確定により50万円減額し、財源として関係いたします特定健康診査等負担金の充当を45万2千円減額修正しております。次に、諸支出金の直営診療所事業特別会計繰出金でございますけれども、先ほど歳入の特別調整交付金で申しあげましたように、へき地診療所分が17万6千円、阿須那診療所の胸部エコー画、画像診断装置に係ります補助金分として105万円、合計122万6千円増額し、財源としての特別調整交付金の充当につきましても同額を増額修正しております。後期高齢者支援金につきましては、財源として関係いたします国の後期高齢者医療支援金の充当を423万9千円増額修正しております。以上が、国民健康保険事業特別会計補正予算第5号の説明でございます。続きまして、議案第52号専決処分の承認を求めることについて、平成23年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ209万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9千59万2千7、失礼しました。9千592万7千円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の3ページをお開きください。まず、歳入でございますが、それぞれ確定や最終の歳入見込みによる補正でございます。診療収入につきましては、診療報酬が実績を基に見込み、一部負担金は確定したことにより、全体で289万6千円の増額でございます。使用料及び手数料につきましては、井原診療所と日貫診療所の文書手数料がございませんでしたので、現計予算額を減額しております。4ページをお開きください。他会計繰入金につきましては、一般会計からの運営費補てんを620万6千円減、減額しております。事業会計繰入金につきましては、議案第51号国民健康保険事業特別会計補正予算第5号の直営診療所事業特別会計繰出金でご説明いたしました、へき地診療所分の増額と阿須那診療所胸部エコー画像診断装置の補助金分、全体で122万6千円の増額でござい

す。次に5ページの歳出でございます。総務費の一般管理費、管理費につきまして、賃金を確定により55万6千円の減額、備品購入費も確定により、153万8千円の減額でございます。なお、備品購入費につきましては、阿須那診療所のコピー機と胸部エコー画像診断装置、それと井原診療所と日貫診療所それぞれのテレビとエアコンの購入を行っております。以上が、国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号の説明でございます。よろしくお願いいたします。

●**上田水道課長(上田英至)** 番外。

●**議長(松本正)** 上田水道課長。

●**上田水道課長(上田英至)** 議案第53号専決処分の承認を求めることについて、平成23年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第5号につきましてご説明いたします。予算書の1ページをご覧ください。歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるもので、歳入の組み替えでございます。事項別明細書の3ページをご覧ください。歳入でございますが、使用料200万円の増額により組み替えし、繰入金を153万円と雑入47万円を減額しております。以上でございます。続きまして、議案第54号専決処分の承認を求めることについて、平成23年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号につきましてご説明いたします。予算書の1ページをご覧くださいませ。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ309万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億4千7万3千円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。事項別明細書の3ページをご覧くださいませ。歳入でございますが分担金及び負担金が599万9千円の増額でございます。繰入金が290万円の減額でございます。5ページをご覧ください。歳出の衛生費が170万円の減額で、合併浄化槽の汚泥引抜き手数料の減によるものでございます。農林水産業費が70万円の減額で修繕料の減によるものでございます。土木費が50万円の減額で下水道処理施設の電気使用料の減によるものでございます。基金積立金は599万9千円の増額でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

●**小林情報推進課長(小林雅博)** 番外。

●**議長(松本正)** 小林情報推進課長。

●**小林情報推進課長(小林雅博)** 議案第55号専決処分の承認を求めることについて、平成23年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第5号についてご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ267万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、3億4千719万1千円とするものでございます。詳細については事項別明細書の3ページをご覧ください。2、歳入でございます。主なものについて申しあげます。分担金及び負担金の情報通信施設負担金151万円の増額でございます。これは加入者の増に伴うものでございます。2、使用料及び手数料の情報通信施設使用料177万9千円の減額でございます。主なものとしてIP電話通話料、無料通話が増えたための減額でございます。次に6、繰入金の一般会計繰入金155万6千円の増額でございます。これは主に利用料減免分の確定による増額でございます。5ページをご覧ください。3、歳出でございます。総務費の一般管理費503万3千円の減額でございます。主なものとして機器保守委託料の減額及びIP電話の無料通話が増えたための減額によるものでございます。3、基金積立金の電気通信事業基金積立金797万8千円の増額でございます。これは将来の機器更、機器更新のための積立金としております。以上、補正額合計267万5千円の増額でございます。よろしくお願いいたします。

●議長(松本正) 以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。これより、質疑に入ります。始めに、議案第47号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第47号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第48号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第48号の質疑を終わります。続きまして、議案第49号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●亀山議員(亀山和巳) 8番。

●議長(松本正) 8番。

●亀山議員(亀山和巳) 8番、亀山でございます。ええと先ほどの説明で、これは18歳を、入所者の18歳の年齢を境に適用する法律が違う、それに対応するためという説明でしたが、この新旧対照法、表を見る場合にこれでは、ええっと、障害児入所施設が、知的障害児いう、知的いう文言が無くなっただけで18歳とか18歳以上とかいうようなものが、あのう、これでは私には理解できません。それと、ええっと、18歳以上で入所できる場合、何歳までが、この施設へは、あのう、入れる、ずっとおられるんでしょうか。その点を2点お願いします。

●加藤福祉課長補佐(加藤幸造) 議長。

●議長(松本正) はい、加藤福祉課長補佐。

●加藤福祉課長補佐(加藤幸造) ただいまのご質問でございますが、あのう、18歳を境ということで、あのう、自、自立支援法の中で、あのう、分けるようになっておまして、それで、あのう、6年間の経過措置がございまして6年の間に、あのう、入所される方、その施設全体を、あのう、どういうふうに、あのう、もって行くかというのを検討するようになっております。これ、あのう、社会福祉法人の方で、あのう、検討をされるようになっております。それと年齢につきましてですが、ええっと今のところでは、あのう、18歳、先ほど申しましたように18歳までの法律の関係と18歳以上の法律の関係がありますので、あのう、その先ほどいいました6年間の経過措置の中で、あのう、その施設がどういうふうに対応されるかということになりますので年齢については、あのう、今のところ制限というのは無いように思っております。すいません、あのう、附則の第3のところがございます。障害児入所施設は障害者支援施設を含むものとするということで、ここで、あのう、入所ができるようになっております。たいへん申しわけございません。

●議長(松本正) よろしいですが。

●亀山議員(亀山和巳) はい。

●議長(松本正) 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第49号の質疑を終わります。続きまして、議案第50号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただき、いただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

●大屋議員(大屋光宏) 1番。

●議長(松本正) はい、1番。

●**大屋議員(大屋光宏)** 18ページの償還助成について、あのう、企画財政課長に考えだけ教えてほしいんですけど、債務負担行為がとってあるものが一旦予算を組んだけど使わなかったってことは、あのう、予算を組んだ時点で債務負担額が減って、例えばこの人たちが来年度以降、まあ、今年度以降償還したとしても、もうそれは過年度、予算を組んで使わなかったんだから、もう利子助成はできないとして理解して良いかどうか。

●**沖企画財政課長** 議長、番外。

●**議長(松本正)** 沖企画財政課長。

●**沖企画財政課長** あのう、債務負担行為についてでございますが、あのう、ずっと最後までおして、あのう、設定してございます。それで各年度の予算で具体化して、あのう、実施しておるわけでございますが、あのう、一般論で回答しますと、そういった、あのう、債務負担行為がしてありますので、あのう、今から先の年度で償還されましたら、あのう、それに対する助成は行うべきというふうに理解しております。

●**大屋議員(大屋光宏)** 1番。

●**議長(松本正)** はい、1番。

●**大屋議員(大屋光宏)** はい、あのう、その考えで基づくんだしたら、元金返されてない方は、これでたぶん22年分も返してないと思うんです。で、去年同じことをやっと思いうんですけど、であれば23年度6月なりに、補正のときに去年返してないのも含めて2年分、今年返したときにはきちんと助成しますよっという形で予算を組んどくべきだけど、去年は去年、あのう、23年度分しかしてなくってということは、その過去の分が返ってきた、どうするのってことは、まあ、たぶんもうしないんだよって理解もできたんだと思うんです。ですんでそうすると分かりやすく言えば今回返してなかった分は、またこの今回の6月補正なりで、今年度返すことを前提としてきちんと予算組まないと、そのやりますよって言われてもやる場所が、あのう、予算は単年度分しか組んでないんだからできないんだと思うんですけど、まあ、ど、そのへんの整理はどうされるんですかっていうのを教えてください。

●**沖企画財政課長** 議長、番外。

●**議長(松本正)** 沖企画財政課長。

●**沖企画財政課長** あのう、先ほど、まあ、一般論で申しあげましたが、実際に償還を確認しましてそのときに予算的には、あのう、対応を考えたいと思っております。

●**大屋議員(大屋光宏)** 1番。

●**議長(松本正)** 1番議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** あのう、結局そうすると予算を当初なり、年の初めに予算を組んだ意味がなくて返したときにやるよっということであれば、その予算の全体の把握なり、今年度事業をどうするのか、で担当課としたら返してないものをきちんと今年、今、今までこれだけ返してないのがあるから今年度きちんと返すように指導して、返したときには利子助成をしますよっという意志表示が無くて、返ってきたらやりますよっというだけの予算の組み方ってのは好ましくないのかなと思うんです。あのう、手法としてできます、要は返ってきたときいくらでも補正でやりますよ。今回みたいに最後帳尻あわせでやりますよっということバンバンやられるとどうなのかなっていうことなんです。まあ、あのう、ちょっと編成時期がずれるなら6月なりして、きちっとそこでやれば当初でできなかったでやれば1年分が分かるのに、要は確保されてなかったってことは、もう債務負担組んであっても償還されなきゃあそれでおしまい、後単年度ごとにみますよっとい

う解釈をされても止むを得ないと思うんです。そのへんも含めてきちんとされたらどうかなという思いがあります。

●**沖企画財政課長** 議長、番外。

●**議長(松本正)** 沖企画財政課長。

●**沖企画財政課長** まあ、あのう、償還に対して予算編成の、まあ、時期がいろいろ異なってきますので、やはり、あのう、難しい問題ではありますが実態を考慮しながら予算の見積もりということで、あのう、補正予算等に対応して行きたいというふうに考えております。

●**議長(松本正)** 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 無いようですので、議案第50号の質疑を終わります。続きまして、議案第51号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 無いようですので、議案第51号の質疑を終わります。続きまして、議案第52号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい。

●**議長(松本正)** 8番議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、4ページですね、一般会計の繰入金が620万6千円の減になります。これは診療所運営補填金、これかなり大きな金額、ええと1割以上の補正でしょうが、これは内容的には、どういうことでこの補填が必要なかったのかいうことを教えてください。

●**服部町民課長(服部導士)** 番外。

●**議長(松本正)** 服部町民課長。

●**服部町民課長(服部導士)** ええっと、この一般会計の繰入金につきましては、あのう、同じ、あのう、4ページにもございますけれども一部はですね、あのう、この、あのう、特別調整交付金部分、特に、あのう、胸部エコー画像診断装置の部分につきましては、あのう、まだ見込みが立っておりませんでした。財源の見込みがはっきりとしておりませんでしたので、その部分を一般会計の方で少しお願いをしておいた部分があります。一つはあります。それと、あのう、全体的な、あのう、まあ、医療、掛かりました経費につきましても、あのう、ある程度精査をしながら運営した結果ですね、あのう、ある程度落ちてきたということで、あのう、不、不要となりました、あのう、運営費の補填につきましてお返しをしたというところでございます。お願いします。

●**議長(松本正)** よろしゅうございますか。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい。

●**議長(松本正)** はい、他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 無いようですので、議案第52号の質疑を終わります。続きまして、議案第53号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありま

せんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第53号の質疑を終わります。続きまして、議案第54号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

●亀山議員(亀山和巳) 8番。

●議長(松本正) 8番議員。

●亀山議員(亀山和巳) 2ページ、3ページで比べて見た方が良くと思いますが、ええっと歳入の方で基金のを取り崩して繰り入れが、この度補正で599万9千円あります。それと3ページの方で基金の積み立てが、またここでこの度補正で同じ金額の5千、599万9千円あります。これがどんぴしゃ、取り崩しといて、また積み立てる金額がどんぴしゃいうのも、ちょっと腑に落ちません。それで基金の種類があると思いますんで、その点でそうなったのか、このどんぴしゃの取り崩しの補正と積み立ての補正の理由をお願いします。

●上田水道課長(上田英至) 番外。

●議長(松本正) 上田水道課長。

●上田水道課長(上田英至) ええっとですね、これは、あのう、積んだ599万そのものをですね、また積み立てということで599万を積んでおります。申しわけございません。あのう、積み立てた、今度は599万を取り崩して、599万をしております。取り崩しをしております。

●議長(松本正) よろしいですか。

●亀山議員(亀山和巳) 8番。

●議長(松本正) 8番議員。

●亀山議員(亀山和巳) ええっと、今の聞くと、ええとどがあです。599万9千円を積んどいて取り崩す。取り崩して積む。ちょっとそこ、その取り崩しと積み立ての順番で、それが変わってくるんですかいね。ちょっともういっぺんお願いします。

●上田水道課長(上田英至) 番外。

●議長(松本正) 上田水道課長。

●上田水道課長(上田英至) ええと積み立てて、取り崩して公債費の方へ廻して、廻しております。以上でございます。

●亀山議員(亀山和巳) 8番。

●議長(松本正) 8番議員。

●亀山議員(亀山和巳) これまでに積み立てといて、この度取り崩すさにゃあいけんかったんは、あのう、補正の時期が違やあ良いんですが、同じ補正で積んで、積んで、あのう、取り崩す。それなら構わんでもそのまんまでやりゃあえかったんじゃあないか思うんですが、もういっぺんそこそこを。どうも分かりません。

●上田水道課長(上田英至) 番外。

●議長(松本正) 上田水道課長。

●上田水道課長(上田英至) ええと、分担金の方で今回説明さしてもらっておりますけども、599万というのが、これは入ってまいります。分担金が。で以前は事業費の方へ廻してございましたけど、今は分担金そのものは一応積み立てるということになっておりまして、そこからまず始まってきま

す。分担金を一応積み立てて、それを今度は、まあ、取り崩してということになります。以上でございます。

●議長(松本正) 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第54号の質疑を終わります。続きまして、議案第55号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第55号の質疑を終わります。以上で、議案の質疑を終わります。

●議長(松本正) これより討論、採決に入ります。始めに、議案第47号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第47号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

●議長(松本正) 全員賛成。よって、議案第47号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第48号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第48号の、8号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。よって、議案第48号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第49号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第49号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。よって、議案第49号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第50号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第50号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。よって、議案第50号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第51号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第51号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。よって、議案第51号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第52号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第52号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。よって、議案第52号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第53号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第53号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。よって、議案第53号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第54号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第54号に賛成

の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。よって、議案第54号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第55号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第55号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。よって、議案第55号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 発議第1号、邑南町議会委員会条例の一部改正について

- 議長(松本正) 日程第4、発議第1号邑南町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。13番、三上議員。

(議員登壇)

- 三上議員(三上徹) 発議第1号を提案します。平成24年5月10日、邑南町議会議長 松本正様。提出者、邑南町議会議員三上徹。賛成者、邑南町議会議員長谷川敏郎。同、石橋純二。同、日高勝明。同、山中康樹。同、日高學。同、辰田直久。邑南町議会委員会条例の一部改正について。上記の議案を別紙とおりに会議規則第13条の規定により提出をいたします。提案理由を説明を申します。本件は、自然災害、防犯等に的確に対応するため、また、あらゆるリスクについて、啓発や研究を深めることを目的に、新たに危機管理課が、4月から設置されたこと。さらに、商工観光課が受け持っている分掌事務が、商工業、観光の振興や労働行政、さらには企業誘致に関することなど、いわゆる産業の振興を担っていることから、委員会の所管替えをするものでございます。お手元に配布しております新旧対照表を、ご覧いただきたいと思っております。第2条関係の別表でございしますが、新たに設置されました危機管理課を総務常任委員会の所管とし、商工観光課を産業建設常任委員会へ所管替えするものでございます。以上が改正の理由でございます。ご審議の上、適切な議決を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

- 議長(松本正) 以上で、提出者の説明は終了いたしました。本件に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、質疑を終わります。

(議員降壇)

- 議長(松本正) これより討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。発議第1号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。よって、発議第1号邑南町議会委員会条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

閉会宣告

- 議長(松本正) 以上で、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしましたので、これをもって、本臨時会を閉会といたしたいと思えます。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(松本正) 異議なしと認めます。よって、本臨時会を閉会することに決定いたしました。これをもちまして、平成24年第3回邑南町議会臨時会を閉会といたします。大変、ご苦労さまでございました。

—— 午前12時00分 閉会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員